

議案第 13 号

松阪市交通安全対策事業基金条例の廃止について

松阪市交通安全対策事業基金条例（平成 21 年松阪市条例第 4 号）を次のように廃止する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市交通安全対策事業基金条例を廃止する条例

松阪市交通安全対策事業基金条例（平成 21 年松阪市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。